公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会と の間の

鉄道分野における交流と協力の強化に関する了解覚書

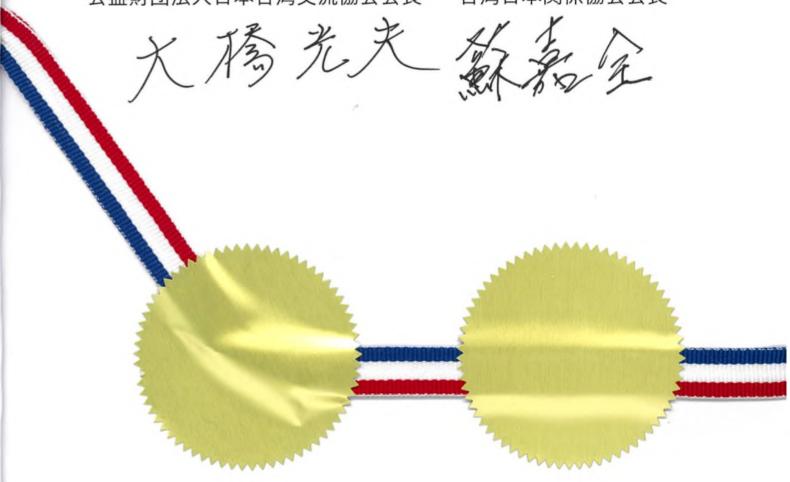
公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会 (以下併せて「双方」という。)は、1972年12月26 日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の 在外事務所相互設置に関する取決め」第3項に関連し、次 の事項を共に実施し、また、これらにつき必要な関係当局の 同意が得られるよう、相互に協力することにつき共通認識に 達した。

- 1. 双方は、鉄道システムを共有する日台間において、システムとしての安全性・信頼性の向上や海外展開の可能性を追求するため、鉄道全般における協力関係を強化するよう努力することとし、公益財団法人日本台湾交流協会は国土交通省、台湾日本関係協会は交通部の関係担当部局に対し、それぞれの協力を要請する。
- 2. 双方は、年一回程度の実務者による定期会合を相 互に開催し、必要に応じて民間鉄道産業の関係者の出 席を求めるとともに、交流の頻度を増やすことができる。
- 3. 定期会合は、双方が相互に関心を有する事項を議題とすることを基本とし、その議題には、鉄道の技術、運行や安全・防災体制、鉄道産業に関すること等が含まれる。

4. この了解覚書は、2013年11月5日に台北に おいて署名された「公益財団法人交流協会と亜東関係 協会との間の鉄道分野における交流と協力の強化に関 する了解覚書」に代わるものとして署名される。

この了解覚書は、双方の署名の日に効力を生じ、双方の 協議に基づいて修正することができる。いずれの一方の側も、 9 0 日前に他方の側に対して書面による通告を行うことによ り、この了解覚書を終了させることができる。この了解覚書は、 ひとしく正文である日本語及び中国語により各二部作成さ れ、2023年12月13日、台北において署名された。

公益財団法人日本台湾交流協会会長 台湾日本関係協会会長



## 附属文書

- 1. 実務者による定期会合についての出席者は、双方の同意に基づいて決定される。
- 2. 定期会合においては、以下の議題を取り扱うこととする。
  - (1) 鉄道事業監督制度、事故調査制度等制度面の意 見交換
  - (2) 在来線を含む鉄道の運行や安全・防災体制等の意 見交換
  - (3) その他、各種技術面での意見交換
  - (4) 日台鉄道の海外展開についての意見交換 以上のほか、双方の同意に基づいて議題を加えることが できるものとする。